

気象警報及び避難情報（警戒レベル）発令・地震発生に係る学校の対応について

1 気象警報及び避難情報（警戒レベル）発令に係る対応

(1) 基本方針

「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」または「警戒レベル 3：高齢者等避難」「警戒レベル 4：避難指示」「警戒レベル 5：緊急安全確保」のいずれか 1 つでも発令された場合、発令される可能性がある場合には、次の対応をとる。

○午前 6 時の時点で発令されている場合は、原則**臨時休業**とする。

○発令される可能性がある場合には、中学校区内の小・中学校で協議し、対応を決定する。

(2) 対応内容

	対 応 の 決 定	学校教育課への報告
前 日	○中学校区内の小・中学校で 協議し、対応を決定 する。	「休業」や「授業繰下げ」等、児童生徒の安全対策のための対応を行うことを決定した場合には、 <u>中学校区の代表者</u> が速やかに報告する。
登 校 前	○午前 6 時の時点で上記の気象警報及び避難情報（警戒レベル 3 以上）が発令されている場合には、原則 臨時休業 とする。 ※ただし、午前 6 時以降に上記の気象警報及び避難情報（警戒レベル 3 以上）が解除される見込みがある場合には、中学校区内の小・中学校で 協議し、対応を決定 する。 <u>（臨時休業以外の対応とは、中学校の自宅待機であり、通常登校はしない）</u>	上記の気象警報及び避難情報（警戒レベル 3 以上）により臨時休業になった場合には、児童生徒や校区内の状況等について、 <u>各学校</u> が午前 9 時～午前 10 時の間に報告する。 中学校区内の小・中学校で協議し、対応を決定した場合には、決定内容を <u>中学校区の代表者</u> が、午前 8 時 30 分～午前 9 時の間に報告する。
在 校 中	○中学校区内の小・中学校で 協議し、対応を決定 する。	「授業打ち切り」や「保護者引き渡し」等、児童生徒の安全対策のための対応を行うことを決定した場合には、 <u>中学校区の代表者</u> が速やかに報告する。

※翌日に大きな被害が予想される場合

- ・午後 5 時までに学校教育課から、その後の対応等について学校へ連絡する。

2 地震発生時の対応

(1) 基本方針

- 「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合は、市内で**統一した対応**をとる。
- 「震度 5 弱」未満の地震が発生した場合は、状況に応じて中学校区内の小・中学校で協議し、対応を決定する（宮島地域にあっては幼稚園も含む）。

(2) 対応内容（「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合）

発生時	学 校 の 対 応	学校教育課への 報告
前日 ～ 登校前	○前日（下校中）から登校までに発生した場合は 臨時休業 とする。	・被害の状況等、 <u>各学校</u> が適宜報告する。 ・保護者に引き渡した場合は、引き渡し完了後、 <u>各学校</u> が速やかに報告する。
登校中	○登校中に発生した場合には 臨時休業 とする。 ○児童生徒が学校に避難してきた場合は、安全を確保し、 保護者に引き渡す 。 ※引き渡す方法等は、各学校で事前に保護者に周知しておく。 ※安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、原則として学校又は自宅の近い方へ避難するように、事前に児童生徒に指導しておく。	
在校中	○在校中に発生した場合は 授業打ち切り とする。 ○児童生徒の安全を確保し、 保護者に引き渡す 。 ※引き渡す方法等は、各学校で事前に保護者に周知しておく。	

3 その他

- 「1 気象警報及び避難情報（警戒レベル）発令に係る対応」「2 地震発生時の対応」以外の対応について

- ・上の 1、2 以外で、児童生徒の安全確保のための対応を行うことが必要と思われる場合にも、中学校区内の小・中学校で協議し、対応を決定する。対応を決定した場合には、学校教育課に中学校区の代表者が速やかに報告する。
- ・上の 1、2 以外で、危険な気象状況や自然災害の影響による登校の遅れ・欠席等の場合は、遅刻・欠席扱いとしない（特別欠課・特別欠席とする）。

- 警報・震度の確認方法について

- ・警報・警戒レベル・震度の確認は、テレビ、ラジオ、インターネット（公的なサイト）からとする。

- 保護者への周知について

- ・学校の対応については、事前に保護者に周知しておくこと。また、地震発生時の対応について、次の（ア）（イ）（ウ）を事前に保護者に周知しておくこと。

- （ア）保護者に引き渡す方法。
- （イ）在校中に「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合は、学校から連絡ができない場合があること。
- （ウ）「震度 5 弱」以上の地震発生後は、安全が確認されるまで原則自宅待機とすること。また、登校の再開は中学校区の小・中学校で協議し、市教委と最終協議した後決定し、保護者に伝えること。

- 「震度 5 弱」以上の地震で統一の対応をとることについて

- ・震度が市内の地域によって異なる場合でも、保護者の帰宅やライフライン等に地域を越えた影響があると考えられるため、市内の一箇所でも「震度 5 弱」以上と発表されれば、統一した対応をとる。

- 給食が不要になる場合の連絡について

- ・廿日市・大野地域の中学校区は、給食が不要になる決定をした場合は速やかに中学校区の代表者が各学校給食センターへ給食停止の連絡をする。